特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和4年6月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種に関する事務				
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。				
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)予防接種特定個人情報ファイル (3)健康管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用 1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 法令上の根拠 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) •第10条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 2) 実施しない 3) 未定 (情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接 種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(16の2の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ②法令上の根拠 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施 に関する事務」となっているもの(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十 五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は 実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康ほけん課 ②所属長の役職名 健康ほけん課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781

健康ほけん課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3785

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	証書の種類						
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	€点項目評 [∙]	『価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更簡素	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
MOX H	- 7KE	2CXHYV7HL-M	(情報提供の根拠)	TETTING SAL	REMAIN CHARLES
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報提供 ②法令上の根拠	の制限)及び別表第二 第一欄(情報熙会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(青報熙会者)が「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限 る。)の支統に関する事務」となっているもの (17, 19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 5、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 勿制限)及び別表第二 第三個(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第三個(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四個(特定個人情報)が「予核種に大きる予防接種の実施に関する情報であっているもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人会識別する方、第12条の2 (情報開金の根拠) ○番号な2年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第12条の2 (情報開金の根拠) ○番号な2年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第12条の2 (情報開金の根拠) ○番号な2年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第一個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(事務)が「予防接種法による予防接の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項) 第一個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第三個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「市町村長」の項のうち、第二個(特報照金者)が「時報程法による給付の支給に関する事務」が「関する法律別するを第一段)第13条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条第1条	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康ほけん課長 湯谷 静也	健康ほけん課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	Ⅳリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	Ⅳ全体を新たに記載	事前	
令和4年5月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要		予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下1番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち向表第二の第二欄に掲げられた非務を通っために必要な、同義第四個に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務の計算を必要がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	評価の再実施 (R4.5)
令和4年5月24日	I 関連情報 I 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	の制限)及び別表第二、 ・第三欄(特能提供者)が「市町村長」の項のうち、第三欄(特能提供者)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの(16の2の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第12条の2(情報服会の根拠)(公番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、 ・第二欄(特報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の変別・第一欄(情報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種。)、第二欄(事務)が「予防接種法による発付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項)・第一欄(情報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側(青報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二大側、事務となっているもの(18の項)	の制限)及び別表第二 第一個情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個事務)が「市町特種技による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の の項)・第一個情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個事務)が「市防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの (17,19の項) 5、第二個事務)が「市町村長」の項のうち、第二個情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個事務)が「市町村長」の項のうち、第二個情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個情報服会者)が「市町村長」の項のうち、第二個情報要会者)が「市町村長」の項のうち、第二個情報要者が「大野技権」によっているもの(18の項) している。「日本の番号の利用等に関する法律別表第二の主務名令で定める事務及び情報を定める命令 「経済」をいる。「日本の番号の利用等に関する法律別表第二の主務名令で定める事務及び情報を定める命令	事後	評価の再実施 (R4.5)
	i .	・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2		
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点 II しきい値判断項目	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)